

NPO 法人こどもゆめひろば定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人こどもゆめひろばという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県生駒市真弓 4 丁目 15-22 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、音楽を愛好する小さな子どもから大人に対して、共に音楽を作り上げ発表の場を持つことで、世代を超えた交流を持つことができ、生涯を通して豊かな生活を送ることを目的とします。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 部活動の地域移行をうけて中学生吹奏楽団の運営事業
 - ② 生涯学習として一般社会人吹奏楽団の運営事業
 - ③ 地域市民が気軽に参加できるイベントの開催事業
 - ④ 地域の音楽愛好家と、音楽が好きな子どもたちとの交流事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 15 条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。
 - 3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
 - (2) 会費
 - (3) 寄附金品
 - (4) 財産から生じる収益
 - (5) 事業に伴う収益
 - (6) その他の収益

(資産の区分)

- 第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、ホームページに掲載して行う。

第 10 章 拠出金品の不返還

(拠出金品の不返還)

第 54 条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第 11 章 雜則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 中川 晋一

副理事長 西岡 記子

副理事長 春藤 佳美

理事 北野 智恵

理事 松島 温子

監事 宮崎 美樹

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2026 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2025年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員会費 1,000円（1年間分）
- (2) 賛助会員会費 1,000円（1年間分）

役員名簿

NPO法人こどもゆめひろば

役名	ふりがな 氏名	住所または居所	報酬の有無
理事	なかがわ しんいち 中川 晋一		
理事	にしおか のりこ 西岡 記子		
理事	しゅんどうよしみ 春藤 佳美		
理事	きたの ともえ 北野 智恵		
理事	まつしま あつこ 松島 温子		
監事	みやざき みき 宮崎 美樹		

設立趣旨書

1 趣 旨

子どもの時から、学校のクラブ活動において「吹奏楽」を経験してきた者は少なくありません。他のクラブ活動に比べ、男女関係なく活躍ができ、技の上達のために時間をかけて、何度も練習を積み重ね、様々な種類の楽器を担当するものそれぞれが重要な役割を持ち、一つの大きな目標に向かって多くのメンバーが力を合わせて邁進していく。

そんな活動は他に見当たりません。

「吹奏楽」で学んだことは、大人になり社会に出てから役に立つことも多く、その時の経験が、人生においてとても役に立ち、音楽の楽しさだけでなく、さまざまな面で人生を豊かにしていることが多いと思います。

「吹奏楽」子どもの時の思い出だけではありません。小さい時に始めて、大人になってからも続いている人は少なくありません。いくつになっても音楽を楽しめ、年齢にかかわらず多くの人々が同じ目標に向かって活動できる。そんな場を守り、育て、発展させていく。

私たちは、子どもから大人まで幅広く、「吹奏楽」の活動ができる場を作り続けます。

具体的な取り組みとして、『部活動地域移行の担い手』として、学校以外で子どもたちが「吹奏楽」を楽しめる場を提供します。

音楽は、一部の『プロ』の人たちの者ではありません。多くの市民も共に音楽に親しみ、いつまでも楽器の演奏を続けられる場を提供するために、地域の吹奏楽団も運営し、幅広い年齢の人たちが、ともに音楽に親しめる場も提供します。

また、練習で積み上げてきた成果を発揮できるよう、コンサートや発表会のイベントも開催し、多くの人が音楽を楽しめるよう、また、それに向かって準備を楽しめるような場も提供いたします。

2 申請に至るまでの経過

2022年5月

吹奏楽コンクールに出演するための団体、『アンサンブルリフィルフリー』設立

2024年4月

団体名を、モン・ベール・クレール（若草山のフランス語訳）に名称を変更、吹奏楽コンクールに出場

2024年8月

同じく吹奏楽コンクールに出場する、奈良市内の中学校と、合同での練習会、コンサート聞かせ合い会を開催

2024年10月15日

NPO法人こどもゆめひろば 設立のための発起人会開催

2025年1月19日

能登半島応援 チャリティコンサート開催

2025年2月8日

NPO法人 こどもゆめひろば

設立代表者 中川晋一

※用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番です。

2024年度事業計画書

成立の日から2025年3月31日まで

NPO法人 こどもゆめひろば

1 事業実施の方針

世代を超えた多くの人々が、共に音楽を楽しみ、作り上げる場を提供することで人々の心と生活が豊かになる。
そんな場所を提供します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定期時	実施予定期場所	従事者の予定期人数	受益対象者の範囲及び予定期人数	支出見込額(千円)
部活動の地域移行をうけて中学生吹奏楽団の運営事業	休日の部活動の代わりとなる中学生吹奏楽団の運営・企画	4月1日から1年間	奈良市内、中学校内、2か所	10人	奈良市内の中学生 50人	1000
生涯学習として一般社会人吹奏楽団の運営事業	一般社会人の吹奏楽団の活動を運営し、吹奏楽コンクールや、各種イベントに出演する。	4月1日から1年間	奈良市内、京都府南部の練習ができる場所。	10人	吹奏楽愛好家 70人	400
地域市民が気軽に参加できるイベントの開催事業	大人、子どもどちらも参加でき、小さなお子さんから楽しめるコンサートを開催する。	年間3回開催	生駒ISTA はばたきホール、他	10人	音楽愛好会 200人	500
地域の音楽愛好家と、音楽が好きな子どもたちとの交流事業	中学生吹奏楽団と、一般社会人吹奏楽団で、合同の練習会。合同でのコンサート。	通年・随時開催	それぞれの活動場所	10人	それぞれのメンバー 120人	0円
合計						1900

2025年度事業計画書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

NPO法人 こどもゆめひろば

1 事業実施の方針

世代を超えた多くの人々が、共に音楽を楽しみ、作り上げる場を提供することで人々の心と生活が豊かになる。

そんな場所を提供します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定期	実施予定期場所	従事者の予定期人数	受益対象者の範囲及び予定期人数	支出見込額(千円)
部活動の地域移行をうけて中学生吹奏楽団の運営事業	休日の部活動の代わりとなる中学生吹奏楽団の運営・企画	4月1日から1年間	奈良市内、中学校内 4か所	10人	奈良市内の中学生 100人	2000
生涯学習として一般社会人吹奏楽団の運営事業	一般社会人の吹奏楽団の活動を運営し、吹奏楽コンクールや、各種イベントに出演する。	4月1日から1年間	奈良市内、京都府南部の練習ができる場所。	10人	吹奏楽愛好家 70人	400
地域市民が気軽に参加できるイベントの開催事業	大人、子どもどちらも参加でき、小さなお子さんから楽しめるコンサートを開催する。	年間3回開催	生駒ISTA はばたきホール、他	10人	音楽愛好会 400人	700
地域の音楽愛好家と、音楽が好きな子どもたちとの交流事業	中学生吹奏楽団と、一般社会人吹奏楽団で、合同の練習会。合同でのコンサート。	通年・随時開催	それぞれの活動場所	10人	それぞれのメンバー120人	0円
合計						3100

設立当初の事業年度 活動予算書
法人成立の日から2025年3月31日まで

NPO法人こどもゆめひろば
(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			0
正会員受取会費	0		0
.....	0		0
2 受取寄附金			0
受取寄附金	0		0
施設等受入評価益	0		0
.....	0		0
3 受取助成金等	500,000		500,000
受取民間助成金	0		0
.....	0		0
4 事業収益			0
部活動地域移行事業収益	1,000,000		1,000,000
社会人吹奏楽団事業収益	200,000		200,000
コンサート事業	200,000		200,000
.....			0
5 その他収益			0
受取利息	0		0
雑収益	0		0
.....	0		0
経常収益計	1,900,000	0	1,900,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	800,000	0	800,000
法定福利費	0	0	0
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
.....	0	0	0
人件費計	800,000	0	800,000
(2) その他経費			
会議費	0		0
旅費交通費	0	0	0
施設等評価費用	0	0	0
減価償却費	0	0	0
支払利息	0	0	0
コンサート開催費	500,000		500,000
事務所家賃	200,000		200,000
楽器修理メンテナンス費	200,000		200,000
練習場利用料	200,000		200,000
楽譜購入費	200,000	0	200,000
その他経費計	1,100,000	0	1,100,000
事業費計	1,900,000	0	1,900,000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		0
給料手当	0		0
法定福利費	0		0
退職給付費用	0		0
福利厚生費	0		0
.....	0		0
人件費計	0		0
(2) その他経費			
会議費	0		0
旅費交通費	0		0
減価償却費	0		0
支払利息	0		0
.....	0		0
その他経費計	0		0
管理費計	0		0
経常費用計	1,900,000	0	1,900,000
当期経常増減額	0	0	0
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			0
.....	0		0
経常外収益計	0		0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			0
.....	0		0
経常外費用計	0		0
経区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	0	0	0
設立時正味財産額	0	0	0
次期繰越正味財産額			0

2年目の事業年度 活動予算書

NPO法人こどもゆめひろば
(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			0
正会員受取会費	0		0
2 受取寄附金			0
受取寄附金	0		0
施設等受入評価益	0		0
3 受取助成金等	500,000		500,000
受取民間助成金	0		0
4 事業収益			0
部活動地域移行事業収益	2,000,000		2,000,000
社会人吹奏楽団事業収益	200,000		200,000
コンサート事業	400,000		400,000
5 その他収益			0
受取利息	0		0
雑収益	0		0
経常収益計	3,100,000	0	3,100,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	1,800,000	0	1,800,000
法定福利費	0	0	0
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
人件費計	1,800,000	0	1,800,000
(2) その他経費			
会議費	0		0
旅費交通費	0	0	0
施設等評価費用	0		0
減価償却費	0		0
支払利息	0		0
コンサート開催費	700,000		700,000
事務所家賃			0
楽器修理メンテナンス費	200,000		200,000
練習場利用料	200,000		200,000
楽譜購入費	200,000	0	200,000
その他経費計	1,300,000	0	1,300,000
事業費計	3,100,000	0	3,100,000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		0
給料手当	0		0
法定福利費	0		0
退職給付費用	0		0
福利厚生費	0		0
人件費計	0		0
(2) その他経費			
会議費	0		0
旅費交通費	0		0
減価償却費	0		0
支払利息	0		0
その他経費計	0		0
管理費計	0		0
経常費用計	3,100,000	0	3,100,000
当期経常増減額	0	0	0
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0		0
経常外収益計	0		0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0		0
経常外費用計	0		0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	0	0	0
前期繰越正味財産額	0	0	0
次期繰越正味財産額	0	0	0